

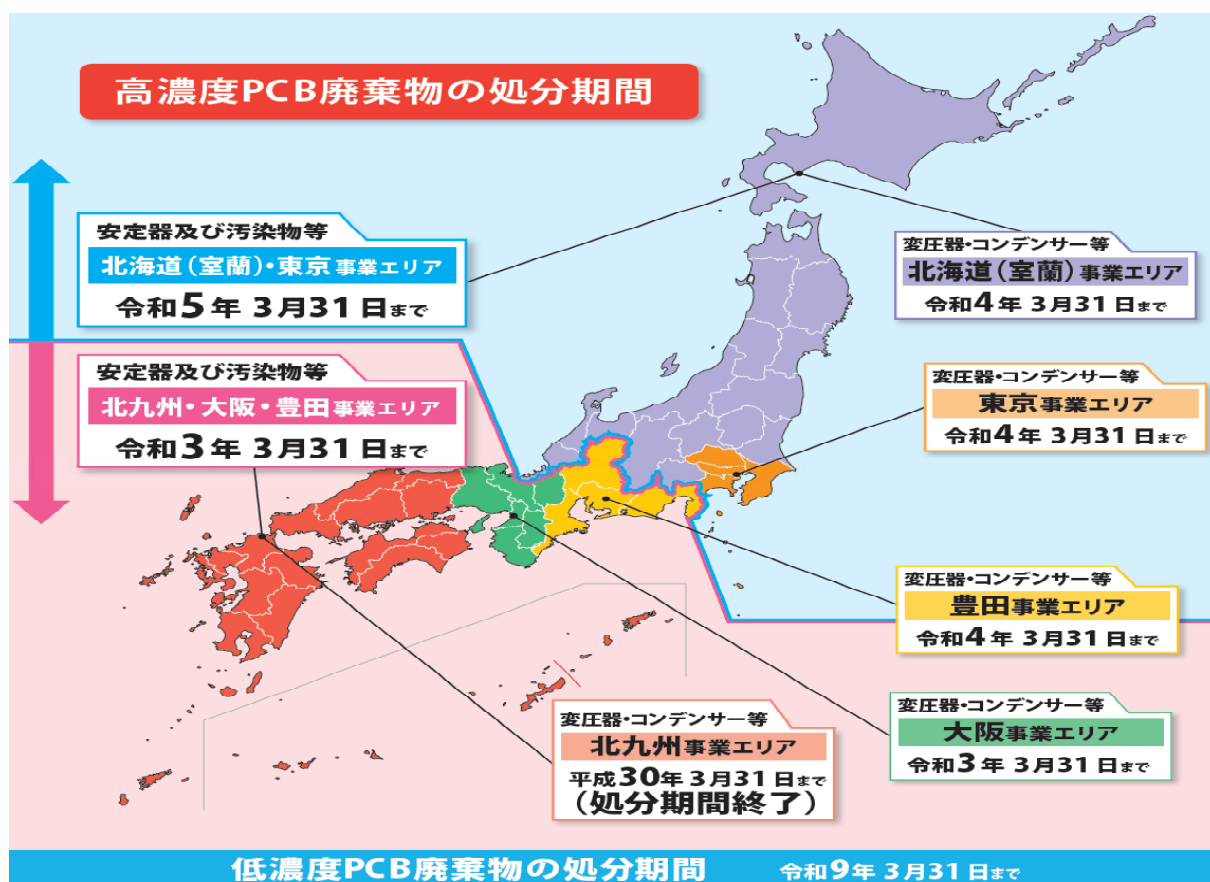
未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」)製品および廃棄物の処分は終了されていますか？

安定器及び汚染物等に含まれた高濃度PCB廃棄物の処分期限が迫っています。(静岡県では来年3月31日です。)



高濃度PCB廃棄物の処分完了までに必要な期間を考慮すると、前年の11月までには処分契約手続きが必要です。

まずは変圧器・コンデンサ、照明器具の安定器等について「銘板の記載内容(メーカー・型式・製造年月・表示記号等)」で対象機器であるか、ご確認下さい。

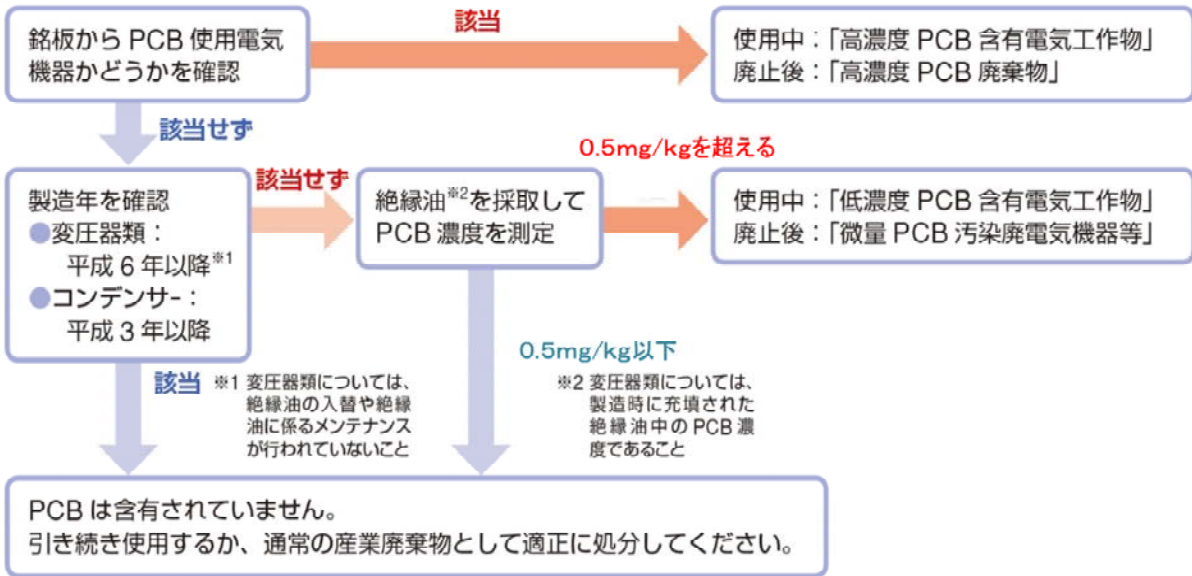
変圧器・コンデンサ・安定器等に使用された絶縁油および各種汚染物等中のPCB濃度分析についてのお問い合わせは下記担当者まで

分析部 池田博一、鷲野洋明、入野一人

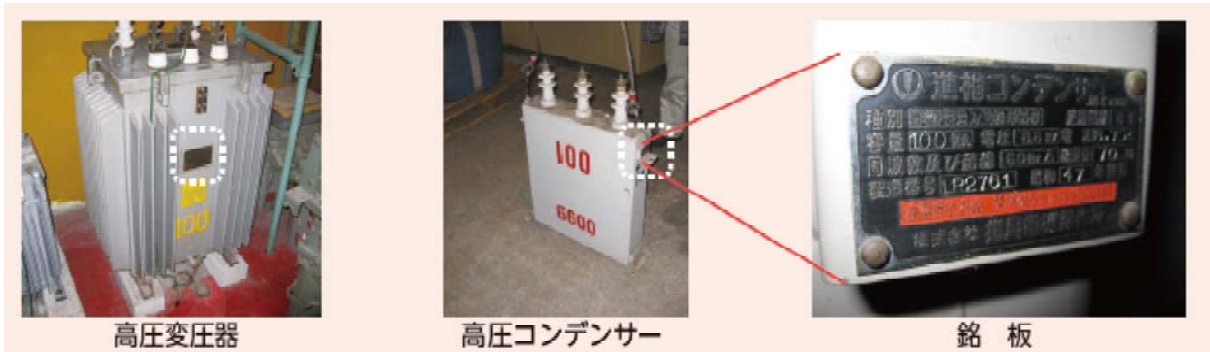
富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. PCB含有の有無を判別する方法

①変圧器・コンデンサーの等の場合



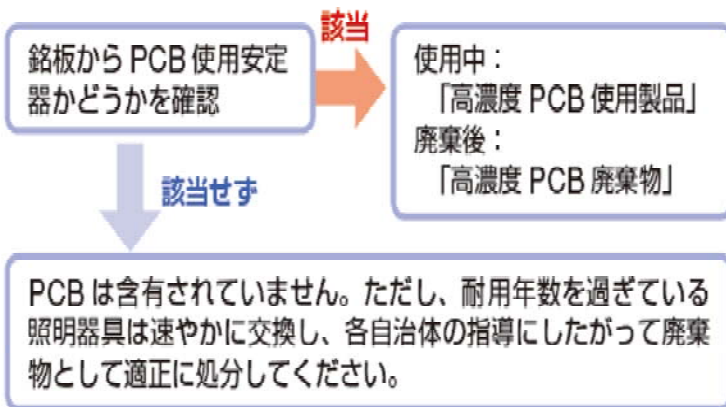
【銘板取付例】



※銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくと感電の恐れがあり、大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認して下さい。

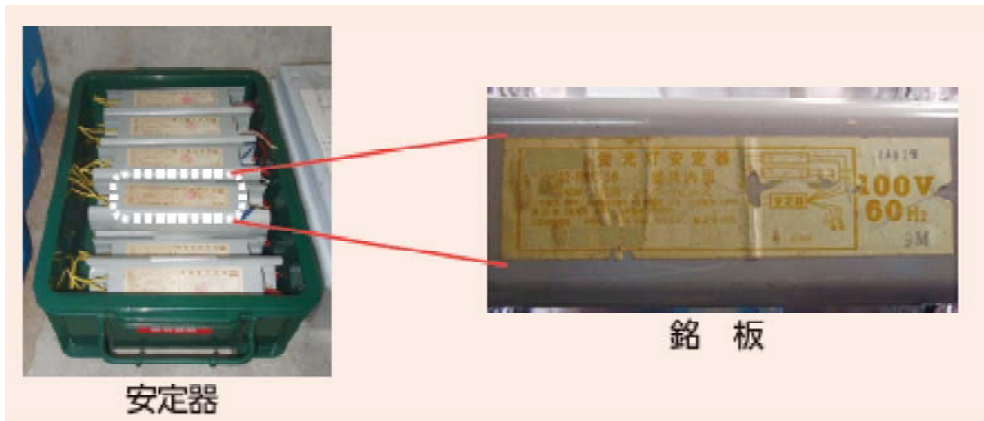
②安定器の場合

製造から 40 年以上が経過する PCB 使用安定器は、劣化して破裂し、PCB が漏れ出す事故が発生しています。このような事故は一度調査して PCB 使用安定器が存在しないとされた建物でも起きています。サンプル調査を行ったことが原因と考えられますので**全数調査**を行うようにして下さい。漏れ出した PCB が人体にかかる危険がありますので、**昭和 52 年(1977年)3月までに建築・改修された建物**で古い安定器が使用されていないか速やかに確認し、見つかった場合は取り外して交換して下さい。



蛍光灯安定器の劣化により蛍光灯機器から PCB 油が漏れ出した例

【銘板取付例】

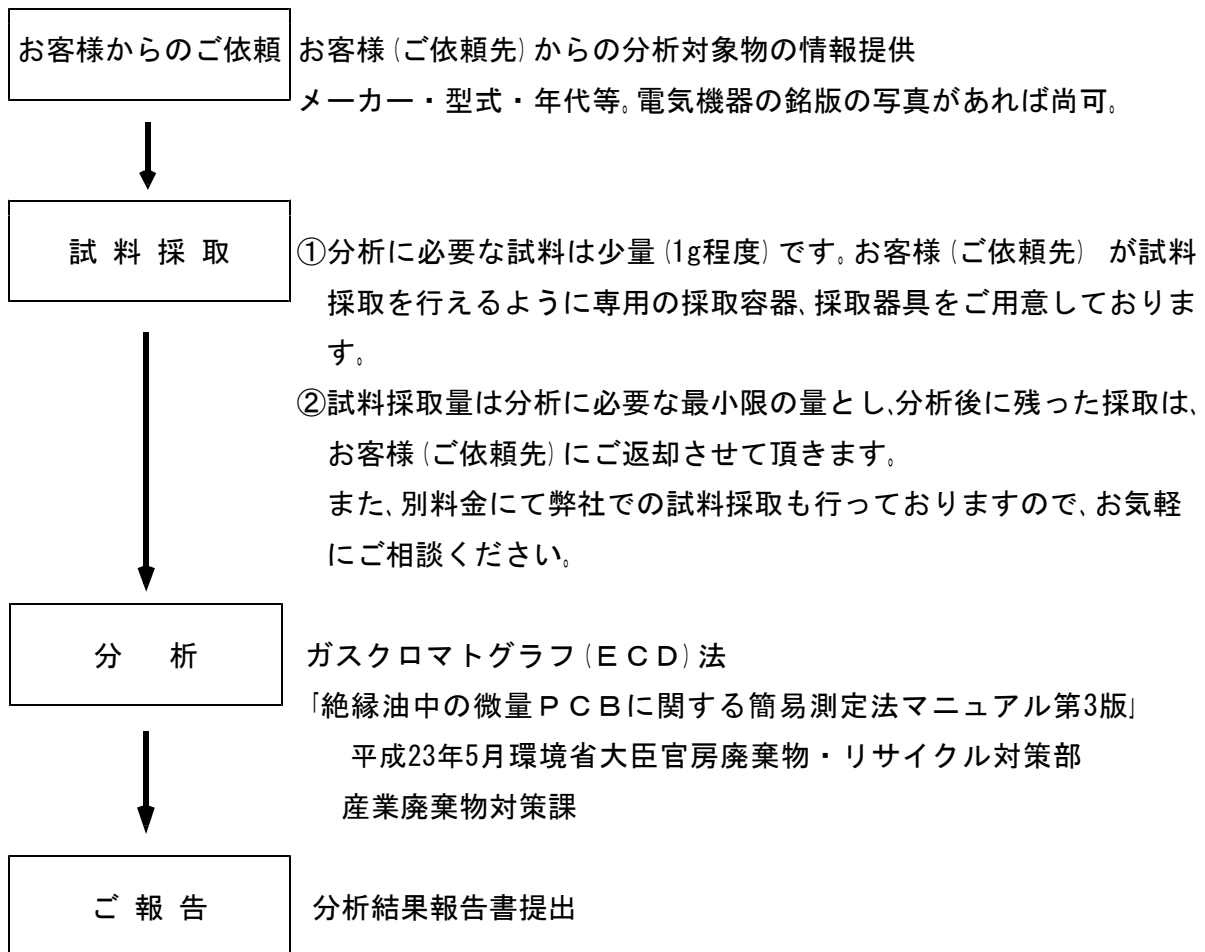


③汚染物等

PCBが付着したり、染み込んだりしている汚染物等は含まれているPCBの濃度を決められた方法で実際に測定することでPCB廃棄物であるかどうか判断します。測定の結果、PCBが検出されれば、特別管理産業廃棄物としてのPCB廃棄物となります。

PCB汚染物等の該当性判断基準につきましては、次ページ(別表)をご参照下さい。

2. 絶縁油を採取してPCB濃度を測定



絶縁油以外、汚染物等中のPCB濃度分析方法は、次ページ(別表)をご参照下さい。

別表 PCB汚染物等の該当性判断基準

対象	形態	卒業基準	PCB 汚染物等ではないことの判断基準	分析方法
廃油	当該廃油に含まれるもの	0.5 mg/kg以下	同左	・告示第 192 号（注 2）別表第二 ・告示第 192 号別表第三の第一 ・簡易測定法マニュアル（注 3）
廃酸、廃アルカリ	当該廃酸、廃アルカリに含まれるもの	0.03 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号（注 4）
廃プラ	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 5）
金属くず	付着し、又は封入されたもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
陶磁器くず	付着したもの	0.5 mg/kg 超の PCB が含まれた油が付着していないこと	同左	・告示第 192 号別表第三の第二 ・告示第 192 号別表第三の第三
紙くず	塗布され、又は染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 1）
木くず、繊維くず	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・告示第 192 号別表第四
			含有濃度 0.5mg/kg 以下(注 1)	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 1）
コンクリートくず	付着したもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
汚泥	染み込んだもの	検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号
			含有濃度 0.5mg/kg 以下（注 1）	・低濃度 PCB 含有廃棄物測定方法（注 1）
その他		検液中の濃度が 0.003 mg/L 以下	同左	・環境庁告示第 13 号

注 1： PCB を含む油が自由液としては明らかに存在していない場合に限る。

注 2： 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）

注 3： 絶縁油中の微量 PCB に関する簡易測定法マニュアル（第 3 版）平成 23 年 5 月環境省

注 4： 「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号

注 5： 低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）令和元年 10 月 環境省